

別添19 自動車燃料ガス容器の気密・換気の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、圧縮天然ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車に限る。）又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車に備えるガス容器格納室（コンテナ容器を含む。以下同じ。）及び配管に適用する。

2. 試験項目

試験は、次の項目について行う。

- (1) 格納室の気密試験
- (2) 格納室の換気試験
- (3) 配管の気密性試験
- (4) ガス装置の目視確認試験

2. 1. 格納室の気密試験

換気孔を完全に密閉し、停車時及び走行時のシール部分のガス漏れの有無を点検する。

2. 2. 格納室の換気試験

換気孔を開放し、停車時及び走行時の容器格納室内のガス濃度変化を測定する。

2. 3. 配管の気密性試験

走行後のエンジン・アイドリング時における配管部からのガス漏れの有無を点検する。

2. 4. ガス装置の目視確認試験

配管、バルブなどガス装置の取付状況を目視にて点検する。

3. 試験方法

3. 1. 格納室の気密試験

3. 1. 1. 停車時の試験方法

- (1) 容器格納室の換気孔に炭酸ガス導入ホース、検知器用ホース及び圧力計用ホースを挿入し、当該換気孔を完全に密閉する。
- (2) 容器格納室に圧縮炭酸ガスを吹き込み、容器格納室の内圧を10kPaにした後、5分間その状態を保つ。
- (3) その後、容器格納室の各シール部分について、炭酸ガス検知器によりガス漏れの有無を検知する。

3. 1. 2. 走行時の試験方法

- (1) 3. 1. 1. (1) 及び(2)に準じ、容器格納室の内圧を10kPaにした後、30km/h程度の速度により悪路を3kmから4km程度（約6分間）、被牽引走行（又は自走）する。
- (2) 走行後、容器格納室の各シール部分について、炭酸ガス検知器によりガス漏れの有無を検知する。

3. 2. 格納室の換気試験

3. 2. 1. 停車時の試験方法

3.1.1. の試験終了後、換気孔の開放と同時に充填口蓋シールを撤去し、その後の容器格納室内の炭酸ガスの濃度変化を30秒毎に計測する。この計測は、20分間又は濃度が0%になるまで行う。

3.2.2. 走行時の試験方法

- (1) 3.1.2. の試験終了後、容器格納室内の内圧を10kPa又は濃度10%の状態に設定する。
- (2) 次に、換気孔の開放と同時に充填口蓋シールを撤去し、直ちに、30km/h程度の速度により平坦舗装路を被牽引走行（又は自走）し、走行直前からの容器格納室の炭酸ガスの濃度変化を15秒毎に計測する。この計測は、濃度が0%になるまで行う。

3.3. 配管の気密性試験

30km/h程度の速度により悪路を3kmから4km程度走行した後、アイドリング状態を維持し、高圧部からエンジンに至るまでの配管の視認できる箇所についてガス検知器及び石けん液の両方を用いてガス漏れの有無を検知する。

4. 判定基準

- (1) 3.1. 及び3.3. による試験を行ったときに、ガス漏れがないこと。
- (2) 3.2. による試験を行ったときに、容器格納室内のガス濃度が90%低下するのに要する時間が、180秒以内であること。